

2025年1月20日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

### 現行法による確認審査の受付期限について

日頃より北海道建築指導センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
2025年4月1日施行の改正建築基準法への円滑な移行のため、現行法による確認審査の受付期限についてお知らせいたします。  
お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますがご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【現行法による確認審査】

- ・ 1～3号建築物：2025年2月7日（金）
- ・ 4号建築物：2025年3月7日（金）

- ※現行法による確認済証を希望する場合は、できるだけ早めに申請してください。
- ※申請図書はすべて揃えて、上記受付期限までに提出してください。
- ※申請内容によっては、3月中に確認済証を交付できない場合があります。その場合は、確認申請の取り下げをお願いしますので、予めご承知おきください。
- ※申請状況によっては、日程が変更となる場合があります。

#### 【改正法による確認審査】

- ・ 2025年4月1日（火）以降

お問合せ先：一般財団法人北海道建築指導センター審査部審査課 TEL. 011-241-1897